

連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書

連結事業年度等	・	・	法人名
---------	---	---	-----

別表六の二(二) 平二十七・四・一以後終了連結事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の連結の連結所得控除限度額の計算	当期の連結法人税額 (別表一の二(一)「4」、別表一の二(二)「4」 又は別表一の二(三)「4」)	1	円	区分		国外所得対応分	①のうち非課税所得分
				区	分	①	②
当期の連結の連結所得控除限度額の計算	連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「55の①」)	2		当期の連結の連結所得控除限度額の計算	各連結法人が納付した個別控除対象外国法人税額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二)「7」の合計)	14	
	連結欠損金の当期控除額 (別表七の二「3の計」)	3			各連結法人の貸倒引当金の戻入額の合計額	16	
	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「7の①」)	4				17	
	連結組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5				18	
	連結組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6				19	
	計 (2) + (3) + (4) - (5) + (6) (マイナスの場合は0)	7				20	
	連結国外所得の金額 (41) (マイナスの場合は0)	8				21	
	(7) × 90%	9				22	
	連結国外所得金額 (8)と(9)のうち少ない金額	10				23	
	連結控除限度額 (1) × $\frac{(10)}{(7)}$ と(1)のうち少ない金額	11				24	
	当期に控除できる金額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「13」の合計)	12				25	
						26	
				27			
				28			
				29			
				30			
				31			
				32			
				33			
				34			
				35			
				36			
				37			
				38			
				39			
				40			
				41			

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

地方法人税額の計算	課税標準法人税額 (1)	42	円 000	地方法人税控除限度額 (43) × $\frac{(10)}{(7)}$ と(43)のうち少ない金額	44	円
	地方法人税額 (42) × 4.4%	43		外国税額の控除額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「51」の合計)	45	

別表六の二（二）の記載の仕方

1 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

- (1) この明細書は、連結法人が法第81条の15（連結事業年度における外国税額の控除）又は措置法第68条の91（特定外国子会社等に係る外国税額の控除）若しくは措置法第68条の93の3（特定外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 当期において法第81条の3第1項（法第64条の4第1項から第3項まで（公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算）の規定により法第81条の3第1項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限ります。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）又は措置法第68条の62の2第1項及び第5項（対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）の規定により益金の額又は損金の額に算入される金額がある場合には、「連結所得金額又は連結欠損金額2」は、これらの規定を適用しないで計算した連結所得金額又は連結欠損金額を記載します。
- (3) この明細書には、個別控除対象法人税額の計算に関する明細を記載した書類その他規則第37条の6第1項各号（外国税額控除を受けるための書類）で定める書類又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第10条第1項（みなし外国税額の控除の申告手続）に定めるみなし外国税

額控除の適用を受けることができる旨を証する書類を添付します。

この場合、その添付に当たっては、できるだけ次の法人の区分に応じそれぞれ次によることとしてください。

イ 連結親法人…連結確定申告書に添付する当該連結親法人の個別帰属額に関する書類に添付します。

ロ 連結子法人…当該連結子法人が所在地の税務署長に提出する個別帰属額等の届出書に添付します。

なお、連結確定申告書のこの明細書の下部余白には、これらの書類を個別帰属額等の届出書に添付した旨を記載してください。

- (4) 「当期の連結国外所得の金額の計算」の「①のうち非課税所得分②」の各欄は、令第155条の28第3項（連結控除限度額の計算）に規定する外国法人税が課されない国外源泉所得に係る所得の金額がある場合に記載します。

2 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

- (1) この明細書は、連結親法人又は連結子法人が地方法人税法第12条第2項（外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「課税標準法人税額⁴²」の記載に当たっては、
(1) 「(1)」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。